

岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱

	平成18年4月1日付け林第 7号
一部改正	平成19年4月2日付け林第 20号
一部改正	平成19年8月1日付け林第397号
一部改正	平成19年10月12日付け林第540号
一部改正	平成19年11月1日付け林第630号
一部改正	平成20年4月1日林第 17号
一部改正	平成20年6月1日林第812号
一部改正	平成21年2月9日林第829号
一部改正	平成21年4月27日林第127号
一部改正	平成21年7月9日林第447号
一部改正	平成21年10月8日林第510号
一部改正	平成22年5月11日林第154号
一部改正	平成22年11月22日林第546号
一部改正	平成22年12月16日林第607号
一部改正	平成23年5月24日林第172号
一部改正	平成23年7月7日林第286号
一部改正	平成23年10月6日林第464号
一部改正	平成24年4月 1日林第207号
一部改正	平成24年11月22日林第577号
一部改正	平成25年3月13日林第806号
一部改正	平成25年4月1日林第115号
一部改正	平成25年5月16日林第172号
一部改正	平成25年5月24日林第232号
一部改正	平成25年12月5日林第426号
一部改正	平成26年3月19日林第576号
一部改正	平成26年4月1日林第112号
一部改正	平成27年3月19日林第523号
一部改正	平成27年4月1日林第93号
一部改正	平成28年4月1日林第116号
一部改正	平成28年10月17日林第353号
一部改正	平成29年 4月 1日林第170号
一部改正	平成30年 4月 1日林第164号
一部改正	平成31年 4月 1日林第188号
一部改正	令和元年 6月 1日林第283号
一部改正	令和2年 4月 1日林第186号
一部改正	令和2年 7月 9日林第265号
一部改正	令和2年12月25日林第602号
一部改正	令和3年 2月25日林第690号
一部改正	令和3年 3月24日林第739号
一部改正	令和3年 4月 1日林第162号
一部改正	令和3年 7月 8日林第280号
一部改正	令和3年10月 7日林第352号
一部改正	令和4年 3月16日林第684号

一部改正	令和4年	4月	1日	林第151号
一部改正	令和4年	6月	30日	林第178号
一部改正	令和5年	3月	16日	林第572号
一部改正	令和5年	4月	1日	林第75号
一部改正	令和6年	3月	13日	林第622号

(総則)

第1条 県は、森林の適正な保全並びに林業及び木材産業の振興を図るため、市町村、森林組合その他知事が適当と認めるものが行う事業のうち必要と認めるものに要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額並びに補助事業者は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 地方債が充当される事業については、地方債を充当した後の市町村負担額に対し、補助金を交付する。

(欠格事由)

第3条 前2条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- 四 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- 五 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）を利用している個人又は法人等
- 六 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- 七 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- 八 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して個人又は法人等

(補助金の交付申請)

第4条 補助金交付申請書の様式は、別表第1交付申請書の欄に特段の定めがある場合を除くほか、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書には、次の各号（森林整備事業（森林作業道整備事業（森林経営計画に基づいて行うものを除く。）を除く。第3項において同じ。）、森林管理路緊急整備事業、作業道防災機能

強化事業、森林作業道グレードアップ事業、未利用端材等利用拡大推進事業及び白山林道管理運営支援事業にあつては、第2号を除く。)に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 別表第1の補助対象事業の区分に応じ、同表交付申請書の欄に掲げる書類
 - 二 収支予算書(別記第2号様式)
 - 三 補助対象事業の実施につき許可又は同意を要するものにあつては、これらを証する書類
 - 四 その他知事が必要と認める書類
- 3 森林整備事業(更新伐を除く。)、森林管理路緊急整備事業及、未利用端材等利用拡大推進事業及び白山林道管理運営支援事業にあつては、事業の完了後においても、申請をすることができる。
- 4 補助事業者が補助金交付申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の条件等)

第5条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、規則第6条第1号から第5号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

- 一 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図ること。
- 二 前号の財産のうち、1件当たりの取得価格又は効用の増加額が50万円以上の財産であつて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められているものについては、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間(大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間。以下同じ。)内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- 三 前号の知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があつたときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- 四 補助対象事業を完了し、又は中止し、若しくは廃止した場合において、当該補助対象事業により取得した工事材料その他物件が残存するときは、遅滞なく、品目、数量及びその金額を知事に報告し、その指示を受けること。
- 五 間接補助金を交付する場合にあつては、間接補助事業者が第3条各号のいずれかに該当するときは、間接補助金を交付しないこと。
- 六 間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付けること。
 - ア 間接補助金を他の用途に使用し、その他間接補助事業に関して間接補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件又は規則若しくはこの要綱に違反したときは、当該間接補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、及び既に交付した間接補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあること。

イ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具をいう。）については、大蔵省令に定める耐用年数に相当する期間を経過するまで、補助事業者の承認を受けずに間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。

七 その他知事が必要と認める事項

- 2 規則第6条第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は、別表第2に掲げる変更以外の変更とする。
- 3 規則第6条第1号から第3号までの承認を受ける場合の申請書は、別記第3号様式のとおりとする。

（申請の取下げ）

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から15日以内とする。

（状況報告等）

第7条 補助事業者は、補助対象事業（別表第3に掲げる事業を除く。以下この項において同じ。）に着手したとき（間接補助事業の場合は、間接補助事業の着手の報告を受けたとき）は事業着手届（間接補助事業の場合は、事業着手報告）（別記第4号様式）を、補助対象事業が完了したとき（間接補助事業の場合は、事業完了の報告を受けたとき）は事業完了届（間接補助事業の場合は、事業完了報告）（別記第4号様式）を知事に提出し、別に知事が定めるところによりその確認を受けなければならない。

- 2 知事は、必要と認めるときは、補助事業者に対し、補助金の交付決定のあった日の属する年度の12月31日現在における事業遂行状況報告書（別記第5号様式）の提出を求めることができる。

（実績報告）

第8条 実績報告書の様式は、別表第1実績報告書の欄に特段の定めがある場合を除くほか、別記第6号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、次の各号（別表第4に掲げる事業にあつては第1号、森林整備事業（森林作業道整備事業（森林経営計画に基づいて行うものを除く。）を除く。）、森林管理路緊急整備事業、未利用端材等利用拡大推進事業及び白山林道管理運営支援事業にあつては第2号を除く。）に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 補助金精算書（別記第7号様式（災害復旧事業にあつては、別記第8号様式））
 - 二 収支決算書（別記第9号様式）
 - 三 事業実績書（別表第1の補助対象事業の区分に応じ同表実績報告書の欄に掲げる書類）
 - 四 その他知事が必要と認める書類
- 3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して20日を経過した日（補助対象事業の完了後に補助金交付申請書を提出した場合は、交付決定の日から起算して20日を経過した日）又は当該完了の日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までとする。ただし、補助金の全額を概算払により交付された場合にあつては、当該補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月30日までとする。

- 4 第4条第4項ただし書の規定の適用を受けて交付申請した補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、別記第10号様式を添付し、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 5 第4条第4項ただし書の規定の適用を受けて交付申請した補助事業者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額を減じた額を上回る部分の金額）を別記第10号様式及び別記第11号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 6 前項の規定による報告は、実績報告書を提出した日の属する年度（当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定していない場合にあつては、当該年度の翌年度）の6月15日までにを行うものとする。

（補助金の交付方法及び補助金交付請求書）

第9条 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金の概算払又は前金払をすることができる。

- 2 補助金交付請求書の様式は、別記第12号様式（概算払又は前金払の場合にあつては、別記第13号様式）のとおりとする。
- 3 概算払又は前金払の場合における補助金交付請求書には、補助金請求内訳書（別記第14号様式）を添付しなければならない。

（暴力団の排除）

第10条 規則第4条の規定による申請があつた場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限等）

第11条 規則第21条第2号に規定する知事の定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、大蔵省令に規定する期間のほか、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）別表に掲げる期間とする。
- 3 補助事業者が規則第21条の規定により承認を受け財産を処分したことにより収入があつたときは、知事は、その交付した補助金の全部又は一部を県に納付させることができる。

（書類、帳簿等の保存期間）

第12条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間（当該補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年を超える場合にあつては、当該期間）とする。

(書類の提出部数等)

第13条 この要綱に基づき提出する書類の部数は、正副各1通とする。

- 2 この要綱に基づき提出する書類は、別表第1書類の経由(提出)機関の欄に掲げる機関を経由しなければならない。

(事務の委任)

第14条 規則第23条後段の規定により農林事務所に委任する事務は、別表第5のとおりとする。

(県の補助により実施した旨の表示)

第15条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき、又は当該補助対象事業の実施により一部供用を開始するときは、当該補助対象事業を県の補助により実施した旨の表示を行うものとする。この場合において、表示に要する経費は、補助金対象経費とする。

- 2 表示の方法及び文言その他必要な事項については、「補助事業の周知及び実績の報告ルールについて」の細部運用について(平成15年5月19日付け農山第227号農山村整備局長通知)による。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 岐阜県林業振興等対策事業補助金交付要綱(昭和57年5月1日付け林政第140号)は廃止する。
- 3 この要綱の制定前に、前項に掲げる要綱若しくは岐阜県農山村整備事業補助金交付要綱(平成13年4月1日付け農整第1号)に基づいてなされた平成17年度の予算に係る補助金についての交付申請その他の行為は、この要綱の相当の規定に基づいてなされた行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年10月12日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年2月9日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年7月9日から施行する。ただし、この要綱中地域協議会に関する規定に係る部分は、同年5月29日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 7月 9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月25日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年 2月25日から施行する。
- 2 改正前の本要綱に基づき実施された事業については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。ただし、様式に係る部分は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する

別表第1（第2条関係）

2.1 林業労働力対策費補助金

補助対象事業		補助対象経費	補助金の額	補助事業者	間接補助事業者	交付申請書	実績報告書	書類の經由 (提出) 機関
2. 林業就業促進総合対策事業	(6) 林業架線人材育成・普及事業	林業架線技術の研修に係る事業に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額	林業事業者		添付書類は、林業架線人材育成・普及事業実施要領に定める様式	添付書類は、林業架線人材育成・普及事業実施要領に定める様式	所管農林事務所長

備考 別表第1において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 山振 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村に指定された地域をいう。
- 2 過疎 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された市町村をいう。
- 3 中核 中核林業振興地域育成事業実施要綱（51林野計第169号農林事務次官通達）に基づき指定された地域をいう。
- 4 農林一体 農林地一体開発林道整備パイロット事業実施計画樹立要綱（53講改C第271号農林水産事務次官依命通達）に基づき開設される林道をいう。
- 5 水特 水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）第4条第3項の規定により決定された水源地域整備計画に基づく林道整備をいう。
- 6 林業関係公社 公益社団法人岐阜県森林公社及び公益社団法人木曾三川水源造成公社をいう。
- 7 県森連 岐阜県森林組合連合会をいう。
- 8 県木連 岐阜県木材協同組合連合会をいう。
- 9 林災協 林業・木材製造業労働災害防止協会岐阜県支部をいう。
- 10 林業事業者 森林技術者を雇用して造林、保育その他の森林施業を行う者又はその組織する団体をいう。
- 11 知事の定める団体 事業ごとに知事が別に定める団体をいう。
- 12 認定事業者 林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第3項の規定により知事が計画認定した事業者をいう。
- 13 選定経営体 林業経営体の育成について（29林政経第316号林野庁長官通知）5.により知事が選定した事業者をいう。
- 14 意欲と能力のある林業経営者 岐阜県意欲と能力のある林業経営者選定・登録・公表要領（平成31年3月28日付け森第890号林政部長通知）に基づき知事が登録した林業経営者をいう。
- 15 育成経営体 岐阜県林業経営体に関する情報の登録・公開要領（令和2年3月23日付け森第692号林政部長通知）に基づき知事が登録した林業経営体をいう。

別表第2（第5条関係）

岐阜県補助金等交付規則第6条第1号及び第2号の知事の定める「軽微な変更」以外の変更

区分	補助対象事業	経費の配分の変更	事業の内容の変更
2.1 林業労働力対策費補助金	2 林業就業促進総合対策事業		補助対象事業費の20%を超える増減

別表第3（第7条関係）

事業着手届（別記第4号様式）及び事業完了報告（別記第4号様式）の提出を要しない事業

21 林業労働力対策費補助金

別表第4（第8条関係）

補助金精算書（別記第8号様式）の提出を要しない事業

21 林業労働力対策費補助金

別表第5（第14条関係）

農林事務所長への事務委任事項

補助金又は補助対象事業の種類	事務委任事項
<p>第一</p> <p>21 林業労働力対策費補助金（岐阜県林業就業移住支援事業および林業架線人材育成・普及事業）</p>	<p>(1) 規則第4条に規定する交付申請書の受理</p> <p>(2) 規則第5条に規定する交付決定</p> <p>(3) 規則第6条第1号から第3号までに規定する承認</p> <p>(4) 規則第6条第4号に規定する報告の受理及び指示</p> <p>(5) 規則第7条に規定する交付決定の通知</p> <p>(6) 規則第9条に規定する交付決定の取消し等</p> <p>(7) 規則第11条に規定する状況報告の受理</p> <p>(8) 第7条第1項に規定する事業完了届による確認</p> <p>(9) 規則第12条の規定による遂行命令等</p> <p>(10) 規則第13条に規定する実績報告書の受理</p> <p>(11) 規則第14条に規定する補助金の額の確定等</p> <p>(12) 規則第15条に規定する措置命令等</p> <p>(13) 規則第16条に規定する補助金の交付</p> <p>(14) 規則第17条に規定する交付決定の取消し</p> <p>(15) 規則第18条に規定する返還命令(16) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項に規定する状況の調査及び報告の徴収</p>